

平成21年10月2日

法務大臣 千葉景子 殿

全国犯罪被害者の会（あすの会）
代表幹事 岡村 勲

公訴時効廃止の要望書

当会はかねてから凶悪犯罪の公訴時効の廃止及びその遡及適用について建議してまいりましたが、貴省は、本年7月15日、凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について、次のような制度見直しの方向性を公表されました。

- ① 人の生命という重要な個人的法益を奪った殺人罪などの重大な生命犯について、その中で特に法定刑の重い公訴時効を廃止し、それ以外の罪についても公訴時効の期間を延長する方向で見直すのが相当である。もっとも、廃止・延長の対象犯罪の範囲、延長する場合の具体的な年数などの方策の詳細や、廃止する場合に捜査を行うにつき時間的制限があることにより生ずる問題への対応等については更に検討を要する。
- ② 刑の時効についても公訴時効の見直しの内容に整合するよう見直すことが相当である。
- ③ 上記の見直し策を現に時効が進行中の事件に適用することは憲法上許されるのではないかと考えられるが、その当否を含め、更に慎重に検討する必要がある。

この方向性は、人を死亡させた罪及び生命侵奪に勝るとも劣らない重篤な障害を残す傷害罪を公訴時効の廃止対象としていない部分を除いて、当

会の主張とも一致し、高く評価しているところでございます。

ただ、平成16年の刑事訴訟法の改正が、死刑に当たる罪については、15年が25年に、無期の懲役・禁固に当たる罪については、10年が15年に、長期15年以上の懲役に当たる罪については、7年が10年に、それぞれ時効期間が延長されましたが、付則3条2項により、現に時効が進行中の事件については、遡及適用されないこととなったため、改正前の犯罪被害者等で、近く公訴時効期間が満了する者は、懸賞金を懸け、ピラ配りするなどして犯人の発見に努めるなど、その焦りは極限に達しております。

この点について、貴省のヒアリングの供述では触れませんでしたでしたが、上記附則も改正して頂き、現に時効が進行中の事件について、同法の遡及適用を認めて頂きたいと思っております。さらに、重大事件について時効の廃止を求める今回の法改正でも、遡及適用を認める附則を設けて頂き、進行中の重大事件について、時効が廃止されるよう配慮して頂きたいと思っております。なお、公訴時効の遡及適用は前述の貴省の見解でも触れられていますとおり、憲法に違反するものでないことは明らかですので、この点、付言いたします。

犯罪被害者等の苦しみ、怒りに、時効はありません。被害者が苦しみ続けているとき、加害者が青天白日の身になって往来を闊歩し、家族を持って平和な生活を送ることを考えるだけで、被害者は悔しさが噴き上げてまいります。

公訴時効は逃げ得を許す反倫理的で正義にも反する制度で、被害者は勿論、国民もこれを是認しておりません。兇悪犯罪に対する公訴時効の遡及的撤廃を実現し、1日も早くその焦燥から解放して頂きたいようお願い申し上げます。

司法制度は、国民の文化に根ざすもので、政治情勢の変化によって左右されるべきでないことは、申すまでもございませぬ。早急に立法化されるよう、要望する次第でございます。

以 上